2026 年 10 月 30 日

城東区長　吉村　悟　様

大阪市職員労働組合
城東区役所支部
支部長　吉田　匡希

２０２７年度要員確保に関する申し入れ

区行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市では、「新・市政改革プラン」において、DX推進を視野に入れたデジタル技術の活用や、自治体システム標準化に伴う業務改革、区役所業務のブロック化や集約化等が明記されている。

行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った要員配置が必要であると考える。また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、次の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

1. 2027 年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを検討する場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。

2. 恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化しており、超過勤務時間数の上限設定や年次休暇取得の促進が職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで適正な要員配置を含む措置はもちろんのこと、従前の手法を見直しつつ、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を命じないこと。

3. 定年年齢の段階的な引き上げに伴い、定年退職者が生じる年度と生じない年度の 2 年間で平準化する採用となる。単純に職員定数のみに固執することなく、職員の年齢構成を十分に考慮した業務執行体制の構築が必要なことから、所属として責任ある対応に努めること。また技術継承を行うべき中堅層や若年層の退職が増加傾向にあるため、安心して働くことのできる魅力ある職場環境に向けてとりくみを行うこと。

4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。

5.　一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう対応し、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。

6.　「会計年度任用職員」は、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。また、業務委託終了に伴う本務職員配置に際して、安易な会計年度任用職員の配置を行わないこと。

7.　この間の感染症対策や区役所職員の災害派遣において、派遣元職場業務に要員不足が生じる事態となった状況を踏まえ、市民サービスの低下をきたさないための十分な要員配置を行うこと。また、災害発生時や感染症等の公衆衛生にかかる行政対応については、初動体制を含め業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。さらに、被災自治体への支援を行う場合は、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。

8.　安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから慎重に検討すべきであり、「行政サービスへの最先端のＩＣＴの活用」や「経営形態の変更」、「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、交渉・協議を行うこと。

以　上